富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第19号)新旧対照表

新 (受給資格等の確認) (受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場 合は、支給認定保護者の提示する支給認定証 合は、必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証(支給認 定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ど も・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第 2項に規定する通知)によって、支給認定の有無、支給認定子どもの によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当 該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、 する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給 支給認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。 認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。 (特定教育・保育の取扱方針) (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ て、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの て、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの 心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければ 心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければ ならない。 ならない。 (1) (略) (1) (略) (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認 (2) 認定こども闌(認定こども闌法第3条第1項又は第3項の認 定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに 定を受けた施設及び同条第9項 の規定による公示がされたものに 限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3) • (4) (略) (3) • (4) (略) (略) 2 (略)